

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。



慣行の取扱いについて

3町村の慣行については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 市章については、合併時に制定する。
- (2) 市民憲章については、新市において検討する。
- (3) 市の花、木、鳥、歌等については、新市において検討する。
- (4) 名誉市民制度については、新市において神埼町の例をもとに検討する。  
ただし、名誉町民は新市に引き継ぐものとする。
- (5) 宣言関係については、新市において、新たに検討する。

平成16年12月27日 提出

平成17年 1月13日 承認

協定項目	16. 慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	(1) 市章については、合併時に新たに制定する。		
<b>【町村章】</b>			
神埼町	千代田町	脊振村	
			
昭和43年9月21日制定	昭和42年9月2日制定	明治44年1月7日制定	
神埼の「カ」を円と直線に図案化し、中央の直線は国道34号線を、また円は円満な融和を表わし、ダイナミックな発展をシンボル化したものである。	千代田町の「ち」を力強く表現し、下のふくらみは円満、豊かな千代田町の将来を象徴したものである。	日本茶の発祥地脊振村は、茶を将来村発展の望みを有するとして、茶の葉を輪郭に、中心に茶の実を配して図化し、円形なる葉は村民の和を意味している。	

協定項目	16. 慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	(2) 市民憲章については、新市において検討する。		
【町民憲章】			
	神埼町	千代田町	脊振村
<p><b>神埼町民憲章</b></p> <p>豊かな自然と歴史に恵まれた郷土を愛し、未来にはばたき、明るく、活力ある住み良い神埼を目指し、この憲章を定めます。</p> <p>1. 私たちは、水と緑を活かし、自然と調和したまちづくりをします。</p> <p>1. 私たちは、人を愛し、さわやかで心やすらぐまちづくりをします。</p> <p>1. 私たちは、教養を深め、伝統と文化を育むまちづくりをします。</p> <p>1. 私たちは、スポーツに親しみ、健やかなまちづくりをします。</p> <p>1. 私たちは、勤労に励み、活気ある暮らしができるまちづくりをします。</p> <p>1. 私たちは、未来にはばたく、若い力が育つまちづくりをします。</p>	<p><b>千代田町民憲章</b></p> <p>私たちは、「水と緑と次郎の里ちよだ」を愛し豊かでいきいきとした町づくりをめざして、この憲章を定めます。</p> <p>1. 私たちは、豊かな自然を大切に魅力ある町を作ります。</p> <p>1. 私たちは、優しい心で明るい家庭と福祉の町を作ります。</p> <p>1. 私たちは、若い力を大切に心豊かな教育の町を作ります。</p> <p>1. 私たちは、働く喜びを分かち合い、明日の産業を育てる町をつくりま</p> <p>す。</p> <p>1. 私たちは、文化やスポーツに親しみ、健康な町を作ります。</p>	<p>なし</p>	

協定項目	16. 慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	(3) 市の花、木、鳥、歌等については、新市において検討する。		
<b>【町村の花、木、鳥】</b>			
区分	神埼町	千代田町	脊振村
町村花	桜	コスモス	茶の花
町村木	楠	梅	杉
町村鳥			ウグイス
制定年月日	昭和 60 年	昭和 60 年	昭和 61 年
<b>【町村の歌】</b>			
町村歌、音頭	有	有	有

協定項目	16.慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	(4) 名誉市民制度については、合併後速やかに神埼町の例により検討する。 ただし、名誉町民は新市に引き継ぐものとする。 (5) 宣言関係においては、合併後速やかに新たに検討する。		
<b>【名誉町民制度】</b>			
	神埼町		千代田町 脊振村
	神埼町名誉町民条例 (平成13年12月14日制定) 第1条 神埼町民又は本町に縁故の深い者で、公共の福祉の増進又は文化の発展向上に貢献し、その功績が顕著にして、町民が深く尊敬し感謝するに値する者に対し、神埼町名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈ることができる。 以下省略 名誉町民 1名		なし
<b>【宣言等の状況】 主なもの</b>			
神埼町	非核・平和宣言の町 (昭和59年10月19日制定)	交通安全宣言の町 (昭和54年3月23日制定)	
千代田町	非核・平和宣言の町 (平成7年12月22日制定)	千代田町心のふれあう安全なまちづくり(平成7年6月27日制定)	
脊振村	非核・平和宣言自治体 (平成13年3月22日制定)	福祉のまちづくり宣言 (平成7年3月17日制定)	

**【先進事例】**

市町村名	合併期日	調整方針
みやき町	平成17年 1月1日	町章、町旗、シンボルマーク、町民憲章、町花、町木及び町歌については、新町において制定する。 各種宣言等については、新町に置いて調整する。 表彰制度及び名誉町民制度については、新町において調整する。
白石町	平成17年 1月1日	町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。 宣言及び表彰については、新町において調整する。 名誉町民制度については、新町において制定する。
小城市	平成17年 3月1日	市章、市旗、市民憲章、市の歌及びキャッチフレーズについては、新市において新たに定める。 市の花、市の木、市の鳥、イメージキャラクター、意匠登録、宣言については、新市において必要性も含めて検討する。 名誉町民については、新市に引き継ぐものとする。
唐津市	平成17年 1月1日	新市の章、シンボルマーク、憲章及び宣言は、新市において調整する。 新市の花、木及び歌は、新市において調整する。 行政行事及び表彰制度は、合併までに調整する。 名誉市民制度は、新市において調整する。